

効率化係数について

2023年4月17日
北陸電力株式会社

1. 効率化係数の適用

■ 当社の考え

- **4/11第41回料金制度専門会合**において、**事業者間の横比較**、およびそれらを踏まえて設定した**効率化係数による査定方針**が示されました。当社としても、**より一層厳しい効率化が求められていること**については十分認識しております。
- 一方で、これまでご説明してきた通り、**今回の申請にあたり**、安全審査の進捗状況を踏まえると、**具体的な再稼働時期を見通せる状況にないものの、最大限の原価低減（効率化）を図る観点から**、**志賀原子力2号機の再稼働を織り込んで**おります。
- 当初申請原価において、再稼働を織り込むことで**固定費が安全対策工事費等の影響により68億円増加**する一方、**燃料費等の可変費を▲200億円低減**できることから、全体として**▲131億円の原価低減**となっております。
※1/27 第33回料金制度専門会合において説明済 **(P5:参考①)**
- 当社の場合、**分類③には原価全体の低減に資する原子力再稼働に必要な固定費を含んでおり、その低減効果を評価することなく、一律に効率化係数を適用することは、原価低減意欲を削ぐものであり合理的ではない**と考えます。

■ 適用方法（当社案）

- 総原価の低減に寄与している点を踏まえ、「**効率化係数の設定**」および「**当該係数を乗じる対象**」から、**再稼働織込みによる固定費増加影響分を控除**する。

2. 効率化係数を乗じる対象費目（修繕費への適用要否）

■ 監視委事務局の整理

- 4/11料金制度専門会合における監視委事務局の整理は、修繕費についても効率化係数を乗じる対象費目となっております。（P6:参考②）

■ 当社の考え

- 以下の点から、修繕費は効率化係数の適用対象外に整理するのが妥当と考えます。

✓ 修繕費は、設備容量によって必要水準額が左右される傾向があることから、審査要領には、帳簿原価と5か年の実績に基づく修繕費率によるメルクマール査定が規定されており、人件費同様、事務局整理フロー図では、「査定方法が個別に定められている」費目に該当。（P7:参考③）

✓ すなわち、修繕費については、すでに審査要領に基づく自社過去実績との比較査定を行っており、このフロー図に従えば、効率化係数の適用対象外とするのが妥当。

- 修繕費は、電力の安定供給確保の観点から欠くことのできない費用であり、また、今般、大幅な値上げをお願いするにあたり、既に効率化努力を織り込んでいる中※で、更に、その他の費目と合算の上で設定された一律の効率化係数を乗じ、かつ今回のように厳しい低減率となる場合、更なる効率化努力を行ってもなお、必要な修繕費を賄えなくなることを危惧いたします。

※今回申請にあたっては、修繕費・設備投資・その他経費の未契約分に対し、更なる効率化として、上流購買の取組みによる調達低減▲6%、▲54億円を、既に織り込んでおります。

3. 新ルール（効率化係数の適用）に対する懸念点

- ・新ルールが制度化・適用されることについての懸念点は以下の通りです。

・脱炭素化推進と燃料コスト低減

- ・原子力投資
- ・再エネ投資
- ・高効率化を目的とした火力リプレイス

・カーボンニュートラルおよび電力供給逼迫への対応として、特に原子力や再エネ等の脱炭素電源への投資増加が必要な中、原子力再稼働や再エネ導入による燃料費の低減、ひいては原価全体の低減を評価せずに、固定費の増加にのみ着目して査定されるということになれば、事業者の電源投資に対するディスインセンティブとなるのではないかと懸念されています。

・電源固定費の回収不足

・足元の物価が上昇する中、現行ルールによる料金審査という大前提で原価に対するエスカレが認められない一方で、新たなルールとして1.4%/年の効率化が求められることは、実際の電源固定費と原価織込固定費の間に乖離が生じ、固定費回収不足が発生する可能性の高まりにより、やはり、事業者の電源投資に対するディスインセンティブとなるのではないかと懸念されています。

- ・電力需給逼迫やカーボンニュートラルへの取り組み促進のために、脱炭素電源オークションなどの新たな電源投資促進制度が検討されている中で、適切な電源固定費を回収できる料金審査ルールの形成という観点で慎重な検討をお願いいたします。

原子力発電所の再稼働の織り込みによる、燃料費・減価償却費・修繕費等や他社販売電力料に及ぼす影響の確認

3

- 現在停止中の志賀原子力発電所 2 号機(以下、志賀 2 号機)の再稼働については、新規制基準適合性審査を経て、地元のご了解をいただいた後に行うこととなりますが、審査状況を踏まえると、現時点では、具体的な再稼働時期を見通せる状況にはありません。
- しかしながら、原価算定上は、審査が最大限効率的に進むことを前提に、火力燃料費等の抑制による、最大限の原価低減を図る観点から、志賀原子力発電所 2 号機の再稼働時期を2026年 1 月としており、これが最速ケースと考えております。
- 再稼働が原価算定期間以降(2026/4)となった場合と比較し、再稼働を織込むことにより、安全対策工事完了に伴い発生する減価償却費や再稼働前に必要な設備点検(修繕費)等の固定費の増加を加味しても、燃料費抑制や卸販売拡大等により131億円*の原価低減、値上幅は0.5円/kWh(2%)程度抑制されております。

*これまで原価低減額は128億円としていたが、原子力関係費用の算定誤りがあったため131億円へ修正(申請原価への影響はなし)

■ 志賀原子力発電所 2 号機の再稼働有無による原価への影響

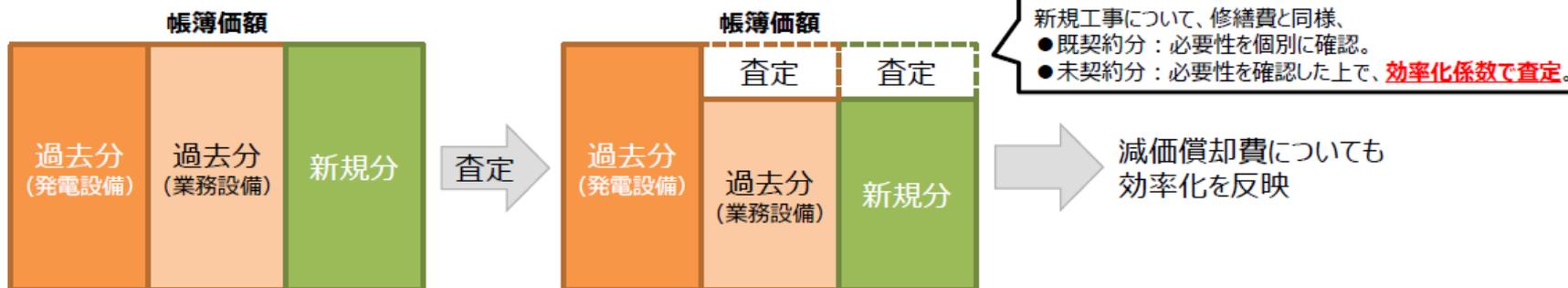
項目		金額(3か年平均)
可変費	需給関連	燃料費低減 [▲59億円]
		市場販売増 [▲131億円]
		市場購入減 [▲29億円]
	原子力関係費用増(核燃料減損、再処理等費)	+20億円
計		▲200億円
固定費(減価償却費、修繕費、その他経費の増)		+68億円
合計(3か年平均・総原価影響)		▲131億円

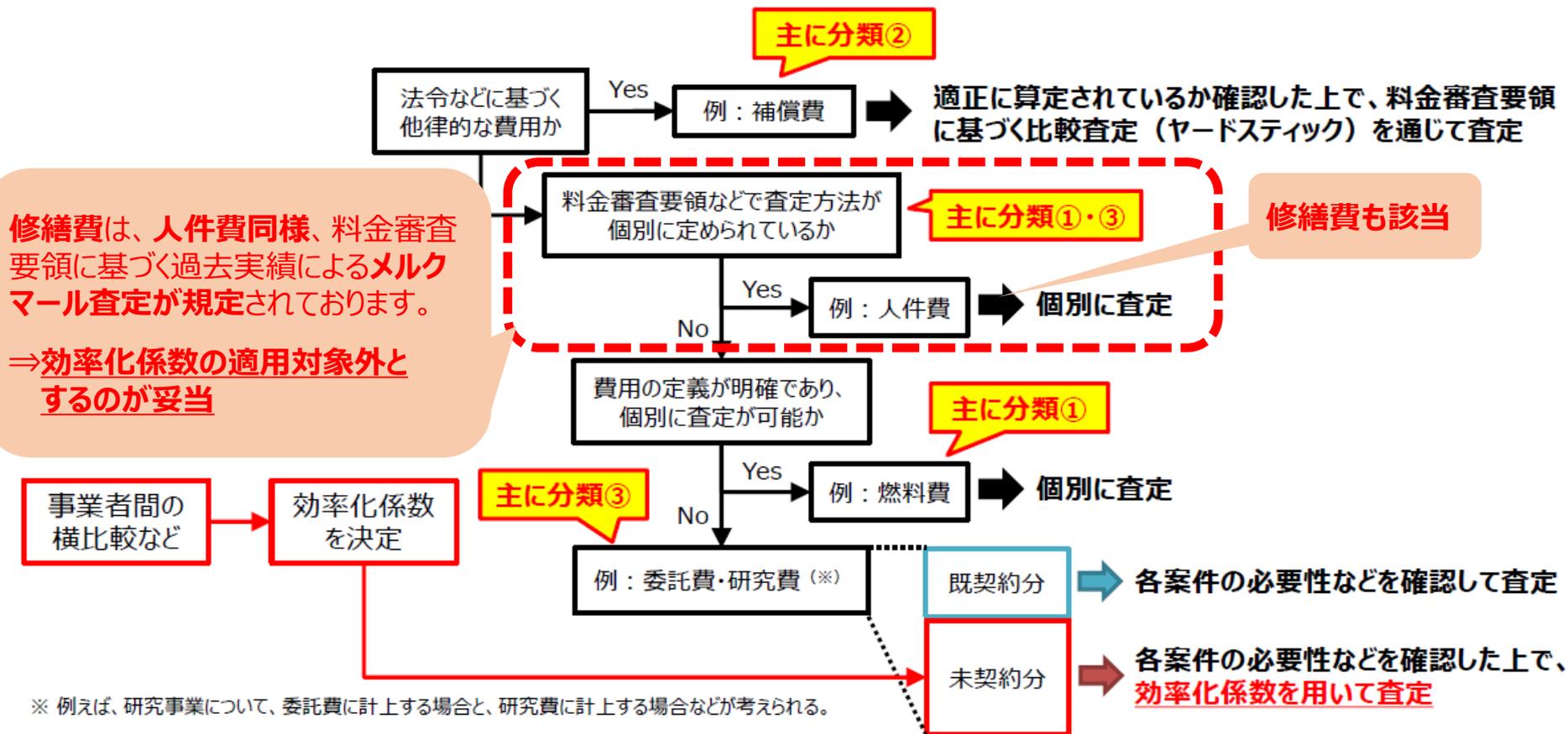
「効率化係数の設定」
および
「効率化係数を乗じる対象」
から控除

論点②：減価償却費への効率化係数の適用

- 減価償却費は、主に過去の設備投資に伴う費用であるとともに、法令によって償却方法が定められており、将来の期間において効率化する余地が限られるものである。
- その上で、下図のとおり、原価算定期間に新規工事を行い、帳簿価額が増加するものについては、修繕費と同様に、効率化係数を用いて査定し、減価償却費の効率化を求めることとする。
- また、過去に設置された設備に係る減価償却費について、レベニューキャップでは、減価償却費を制御不能費用として位置づけることの是非に関し、御議論があったところ。
- その一方で、**修繕費は、効率化係数を乗じる対象に整理**し、出のあった取組は、通信設備を子会社に移管することで、設備投資を実現し、制御不能費用を削減したものである。
- この取組は、業務設備については、例えば、支店などの統合や、業務システムの簡素化などを通じて、過去の設備投資であっても、効率化に取り組む余地があると考えられる。そのため、業務設備については、過去の設備投資に伴う減価償却費についても、効率化係数の対象とし、効率化を促すこととしてはどうか。

「効率化係数」と減価償却費との関係





第2章「原価等の算定」に関する審査

第2節 営業費

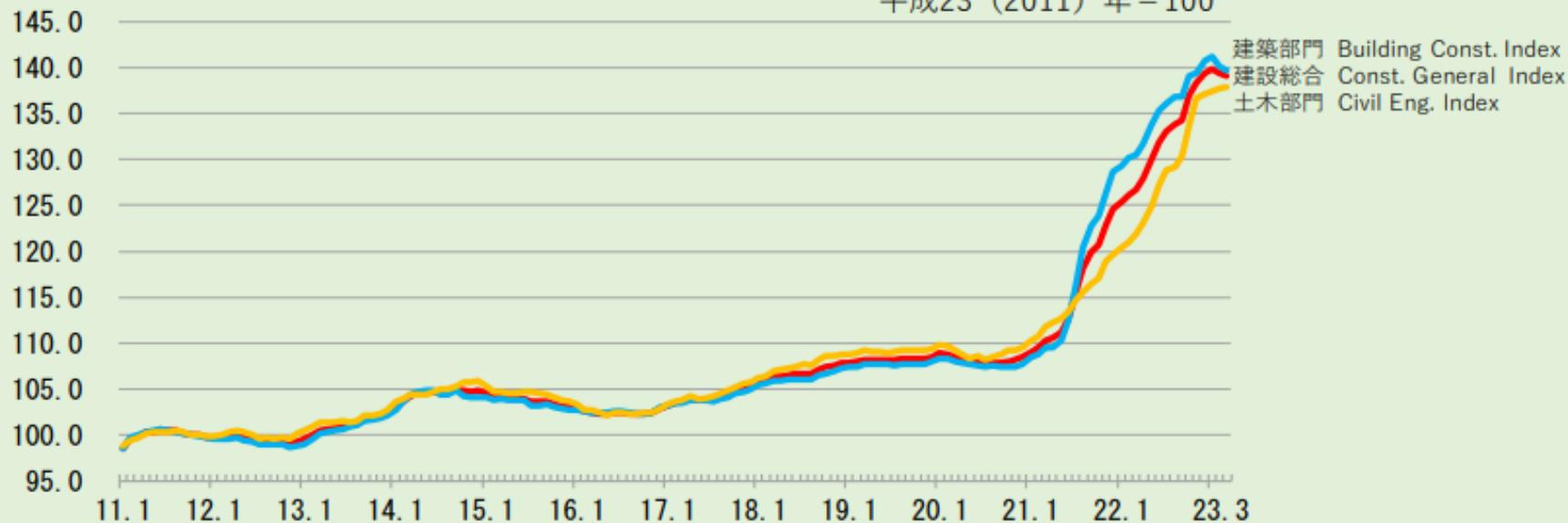
3. **修繕費**については、**事業者各社一律に設定するのではなく、申請事業者ごとに、過去実績を基にした基準（帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率等）等をメルクマールとして設定する**。その際、修繕費率の算定期間は一定の長期間とすることとし、直近5年間の基本とする。査定時においては、効率化努力と併せて、今後想定される投資の増加に対する申請事業者の取組を個別に考慮する。なお、災害復旧修繕費については、直近10年間から年間の災害復旧修繕費が最大の年及び最小の年を除いた8年間の実績平均値と比較しつつ査定を行う。その際、1件1億円未満の災害復旧修繕費については、原価への算入を認めない。

2023年3月の建設資材物価指数（東京：2011年平均＝100）の動向をみると次のとおりである。

建設資材物価指数（東京）

Construction Material Price Index

平成23（2011）年＝100



出典：一般財団法人 建設物価調査会HP